## 議案第145号

大阪府市地方独立行政法人大阪産業技術研究所評価委員会共同設置規約 の一部変更に関する協議について

大阪府市地方独立行政法人大阪産業技術研究所評価委員会共同設置規約の一部変更 について次のとおり協議する。

大阪府市地方独立行政法人大阪産業技術研究所評価委員会共同設置規約 の一部を改正する規約案

大阪府市地方独立行政法人大阪産業技術研究所評価委員会共同設置規約の一部を次のように改正する。

第3条中「東大阪市荒本北一丁目4番17号」を「大阪市住之江区南港北一丁目14番16号大阪府咲洲庁舎内」に改める。

附則

この規約は、大阪府議会及び大阪市会のうち最後に議決した議会の議決の日から施行する。

令和元年9月18日提出

大阪市長 松井 一郎

#### 説明

大阪府市地方独立行政法人大阪産業技術研究所評価委員会の執務場所を改めるため、 規約の一部を変更する必要があるので、地方自治法第252条の7第3項において準用す る同法第252条の2の2第3項本文の規定により、この案を提出する次第である。 (参照)

大阪府市地方独立行政法人大阪産業技術研究所評価委員会共同設置規約

(抄)

(執務場所)

第3条 評価委員会の執務場所は、<u>東大阪市荒本北一丁目4番17号</u> 大阪市住之江区南港北一丁目14番16号大阪府咲洲

とする。

## (参考)

地方自治法(抄)

(協議会の設置)

第252条の2の2 省 略

- 2 省略
- 3 第1項の協議については、関係普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。ただし、普通地方公共団体の事務の管理及び執行について連絡調整を図るため普通地方公共団体の協議会を設ける場合は、この限りでない。

#### 4-6 省 略

(機関等の共同設置)

# 第252条の7 省 略

- 2 前項の規定による議会事務局、執行機関、附属機関、行政機関、内部組織、委員会事務局若しくは職員を共同設置する普通地方公共団体の数を増減し、若しくはこれらの議会事務局、執行機関、附属機関、行政機関、内部組織、委員会事務局若しくは職員の共同設置に関する規約を変更し、又はこれらの議会事務局、執行機関、附属機関、行政機関、内部組織、委員会事務局若しくは職員の共同設置を廃止しようとするときは、関係普通地方公共団体は、同項の例により、協議してこれを行わなければならない。
- 3 第252条の2の2第2項及び第3項本文の規定は前2項の場合について、同条第4 項の規定は第1項の場合について、それぞれ準用する。